

千葉県競馬組合
給与管理システム導入運用業務委託
企画提案募集要項

令和3年7月
千葉県競馬組合総務課

1 企画提案募集の目的

千葉県競馬組合では、給与等支払業務を、当組合職員の手計算により実施しています。

制度改正等の都度、対応してきていますが、事務の正確性の確保、業務効率化および職員負担の軽減に資するため、給与管理システムを導入運用することし、当該導入運用について公募型プロポーザル方式で企画提案を募集します。

2 募集対象事業

(1) 名称

千葉県競馬組合給与管理システム導入運用業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

(3) 事業の概要

給与管理システムの導入及び運用

3 業務委託契約の限度額

(1) 契約金額の上限は、8,580,000円（消費税及び地方消費税込み）とし、当金額を超える企画提案については採用しない。

(2) 上記金額は契約締結日から令和8年3月31日までの期間中の総額である。

(3) 令和3年度は通常の運用に要する経費や初期導入費用等も含めて3,300,000円（消費税及び地方消費税込み）を支払限度額とする。

(4) 令和4年度から令和7年度までの支払限度額は、各年度1,320,000円（消費税及び地方消費税込み）とする。

4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 千葉県の「令和2・3年度版物品等入札参加業者適格者名簿」に委託業者として登録され、A等級であること。

(3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) 募集開始の日から審査終了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 平成28年度から令和2年度までの間に国、地方公共団体又は企業・団体における給与管理システム導入運用を受託した実績があること。

(6) 情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証（ISO/IEC27001など）又はこれと同等の認証を取得しているなど、情報セキュリティ対策が確保されていること。

(7) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人の役員等（代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な

行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）である者

イ 法人の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 法人の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

エ 法人の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 法人の役員等が、暴力団、暴力団員又はアからエに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者

カ アからオのいずれかに該当する者の依頼を受けて応募しようとする者

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者でないこと。

(9) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。

5 委託業務の内容

委託業務の内容は、給与管理システムの導入及び、運用です。詳細は、別紙1「千葉県競馬組合給与管理システム導入運用業務委託仕様書」のとおりです。

6 企画提案の提出書類

いずれも10部（正本1部、副本（コピー可）9部）・電子データ（記録メディア又は電子メール等により提出）ご提出ください。

(1) 企画提案書には下記の事項を含むものとする。

ア 表紙

イ 基本的事項（会社概要、導入実績（様式1））

ウ システム概要

エ システムの機能・特長

オ 給与管理システム機能要求書（様式2）

カ 機器構成及びデータセンター

キ 導入作業概要及び工程表

ク 研修計画概要

ケ 運用保守サポート概要

コ セキュリティ対策

サ 独自提案

(2) 価格提案書（様式3）

(3) 宣誓書（様式4）

7 企画提案の審査

(1) 審査方法

審査は、別に定める審査委員会（千葉県競馬組合職員で構成）を設置し、提出された企画提案書及びプレゼンテーション・質疑応答等を基に審査を行います。ただし、応募数が5件以上

の場合、プレゼンテーション等の実施前に書類選考を行います。

提案内容には法人の事業活動や研修運営上のノウハウ等に関する情報が含まれているため審査は非公開で行います。なお、審査に当たっては、各提案者の企画提案内容について、先入観にとらわれずに公正に審査するため、提案者の実名は明かさずに審査を行います。

ア 審査方法は、企画提案書の内容及び提案者からのプレゼンテーション・質疑応答を踏まえて、当該提案者の企画提案能力及び実施能力等を総合的に審査し、委員会の委員ごとの採点結果で、最上位（最高得点）に順位付けした委員の数 が最も多い提案者を業務委託候補者として選定します。

イ 前記で最上位に順位付けした委員の数が同点の場合は、全委員の合計点数が最も高い提案者を選定します。

ウ 前記で全委員の合計点数が同点の場合は、所要経費の最も低い事業者を選定します。

エ 前記で所要経費が同額の場合は、委員会の審議により事業者を選定します。

(2) 審査委員会

審査委員会は、令和3年8月下旬に開催予定です。日時及び場所等の詳細は 応募者に別途通知します。

(3) 評価基準

企画提案書の審査に係る評価基準は別紙2のとおりです。

(4) 審査結果の通知

審査後、速やかに結果を各提案者に文書で通知します。

なお、業務委託候補者が、「8 企画提案の無効に関する事項」に該当することが判明した場合は、その者とは契約の締結は行いません。この場合においては、次点の者を業務委託候補者とします。

8 企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案を無効とします。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 同一の企画提案募集に対して、2以上の者の代理人をしたとき。
- (6) 提案に関連して、談合等の不正行為があったとき。
- (7) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (8) その他、提出書類の重大な不備等により、千葉県競馬組合が無効と判断したとき。

9 契約締結等

(1) 契約締結期日等

業務委託候補者と詳細な業務内容及び契約条件等について再度協議を行った上で、合意したのちに、予算の範囲内で令和3年9月1日をもって委託契約を締結する予定です。

なお、業務委託候補者との協議が整わなかった場合は、最終評価点が次点の者を業務委託候補者とし、協議を行うものとします。

(2) 契約保証金

契約に当たっては、契約金額の100分の10以上の契約保証金として千葉県競馬組合に納めていただきます。

なお、契約保証金の納付が免除される場合があります。

10 注意事項

- (1) 企画提案に必要な費用は、各提案者の負担になります。
- (2) 提出期限経過後の企画提案等の修正又は変更は原則認めません。
- (3) 提出された企画提案書及びCD-R・DVD-Rは返却しません。
- (4) 企画提案、契約その他の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。
- (5) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- (6) 提出された企画提案書は、委託事業者の選定以外の目的に使用することはありません。
- (8) 提出された企画提案書は、必要に応じて複写することがあります。
なお、書類の使用目的は、組合内及び審査委員会での検討に限ります。
- (6) 特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有することなく、理解が可能な資料を作成してください。なお、必要に応じて用語の定義などを付記すること。

11 その他

参加表明者が1者のみであった場合、又は提案書提出者が1者のみとなった場合でも本企画提案に係る選定は実施するものとします。

12 提出期限及び提出方法

令和3年8月20日（金）午後5時00分必着（郵送の場合も同様）
郵送（簡易郵便に限る。）又は提出先に直接持参。

13 委託事業説明会

委託業務説明会の開催はありません。

14 提出先及び問い合わせ先

千葉県競馬組合総務課
〒273-0013 千葉県船橋市若松 1-2-1
E-mail : shomu@f-keiba.com
FAX : 047-437-1446

（電話 047-431-2156）

※お問い合わせは、E-mail 又は FAX で質問書（様式5）により提出願います。（電話によるお問い合わせには回答いたしません。）

問い合わせ期限 令和3年8月10日（火） 午後5時00分

回答は、お問い合わせのあった法人全てに対して、その都度 E-mail で回答します。